

盛岡広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年3月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波インター線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町桜町字浦田58番1地先から57番2地先まで	新	m 19.0～14.5	m 7.1
	旧	14.8～14.5	7.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成29年3月21日から同年4月21日まで